

令和8年度 社協助成事業のご案内



歳末たすけあい運動の配分金が使われている事業です

◇福祉活動に取り組む団体へ活動資金を助成します◇

受付期間 **地域福祉活動助成** : 令和8年1月15日(木)～1月29日(木)
サロン助成/当事者団体助成 : 令和8年2月2日(月)～2月13日(金)

地域福祉活動助成

◆対象団体

- ①ボランティアグループ、NPO等非営利の市民活動団体
- ②年間の活動計画・予算に基づいて活動をしていること
- ③本会の他の助成金を受けていないこと

◆申請条件

- ①説明会に参加できること(下記参照)
- ②プレゼンテーション(計画説明)に参加できること
開催日:令和8年3月3日(火) 午後2時～(予定)

◆対象事業

高齢者・障害者・児童の支援、見守り活動、交流活動、地域への社会貢献、先駆的・モデル的活動など

◆助成金額

1事業につき上限100,000円まで
※同一事業の申請は最長3年間を限度とする

ふれあい・いきいきサロン運営費助成

◆対象団体

- ①定期的に(月1回以上)ふれあい・交流の場を非営利で提供する市民団体
- ②参加する高齢者、障害者、親子等と運営スタッフが概ね10名以上の団体

◆助成金額

- ①活動基本額…
月1回開催の場合 年間上限12,000円
月2回以上開催の場合 年間上限20,000円
- ②活動保険料…半額助成(社協指定の保険に限る)
- ③会場使用料…1回あたり上限500円
- ④新規サロン…新規開設経費として上限20,000円

当事者団体助成

◆対象団体

- ①市内を中心に活動する障害者等の本人と家族が主体の団体
- ②会則・名簿があり、10名以上の会員を有し総会を行っていること

◆助成金額

- ①活動基本額・・・1団体25,000円
- ②加算額・・・会員1名あたり200円
※①、②合わせて80,000円を上限とし、団体年間予算の1/2以内

◇応募方法

◆所定の申請書類にてご応募ください

◆応募受付

上記期間内(土曜、日曜、祝日を除く)
午前9時から午後5時まで
提出先:東村山市社会福祉協議会まちづくり支援係
(東村山市野口町1-25-15)

*申請用紙は令和8年1月15以降、社会福祉協議会の窓口にて配布の他、ホームページ上(下記コード)からダウンロードができます。

◇審査及び結果

社協助成事業審査会で審査後、令和8年4月中に結果をお知らせします

来所でのご相談、及び申請書類の提出の際は、**必ず**事前予約をお願いします

◎説明会

開催日:令和8年1月15日(木)

地域福祉活動助成(必須)	午後1時～1時45分
ふれあい・いきいきサロン運営費助成	午後2時～2時45分
当事者団体助成	午後3時～3時45分

【会場】
地域福祉センター内
東村山市社会福祉協議会
(野口町1-25-15)
地域福祉活動室

応募要領・申請用紙はこちらから↓



地域活動をささえる 助成金のしくみ



Q. 助成金の財源はどこからくるの？

「歳末たすけあい運動」の配分金等を原資としています。
歳末たすけあい運動は共同募金運動の一つで、毎年12月に全国で行われています。



Q. 歳末たすけあい運動の募金はどのように集めているの？

- 自治会・町内会を通じた募金活動
- 市内の各公共施設や福祉施設、福祉協力店に募金箱を設置
- 市内の地域団体等のご協力のもと行う街頭募金活動 等です。

歳末たすけあい運動 ~つながり ささえあう みんなの地域づくり~

令和6年度実績額：3,251,047円

歳末たすけあい募金の使い道



障がい当事者団体の運営支援
(当事者団体助成)

高齢者の居場所活動の支援
(ふれあい・いきいきサロン運営費助成)

- ・地域福祉活動助成：8団体
- ・ふれあい いきいきサロン運営費助成：50か所
- ・当事者団体助成 9団体

上記以外にも、小学校の福祉学習で使用する車いすの購入、各町福祉協力委員会の活動費、活動拠点“ふれあいスペースいっぷく”の運営費などに活用させていただきました。